# 特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

| 評価書番号 | 評価書名 |
| --- | --- |
| 17 | 難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく特定医療費の支給又は指定難病要支援者証明事業の実施に関する事務　基礎項目評価書 |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

長野県は、「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づく特定医療費の支給又は指定難病要支援者証明事業の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるための適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等権利利益を保護することを宣言する。

| 特記事項 | なし |
| --- | --- |

## 評価実施機関名

長野県知事

## 公表日

令和8年10月23日

［令和7年5月　様式2］

# Ⅰ　関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|---|---|
| ①事務の名称 | 難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく特定医療費の支給又は指定難病要支援者証明事業の実施に関する事務 |
| ②事務の概要 | 「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づき、指定難病の患者に対し、受給者証を交付し、指定医療機関で指定難病に係る医療を受けた場合に特定医療費を支給する又は登録者証を交付し、当該患者が指定難病に罹患していることを証明する事務である。<br>特定医療費の支給を受けようとする者が提出した申請書の内容を基に審査を行い、医療保険上の世帯の所得に応じた月額自己負担額や受給者が加入する医療保険及び高額療養費適用区分を記載した特定医療費（指定難病）受給者証を交付する又は指定難病に罹患していることの証明を受けようとする者が提出した申請書の内容を基に審査を行い、当該罹患事実を証する登録者証を交付する。<br>また、Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る医療費助成事務を行う。<br>＜PMHを活用した情報連携に係る公費医療費助成事務とは＞<br>・情報連携のため、本県は、Public Medical Hub(PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。<br>・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。<br>・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。 |
| ③システムの名称 | 難病医療システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、Public Medical Hub(PMH) |

| 2. 特定個人情報ファイル名 |
|---|
| 特定医療費受給者ファイル、指定難病要支援者ファイル |

| 3. 個人番号の利用 | |
|---|---|
| 法令上の根拠 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項　別表　131の項<br>番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令　第71条 |

| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | | |
|---|---|---|
| ①実施の有無 | [　　実施する　　] | ＜選択肢＞<br>1) 実施する<br>2) 実施しない<br>3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | 【情報照会】<br>番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表　158の項<br>番号法第19条第8号に基づく主務省令第160条<br><br>【情報提供】<br>番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表　14、18、42、77、80、113、125、144、161の項<br>番号法第19条第8号に基づく主務省令第16条、20条、44条、79条、82条、115条、127条、146条、163条 | |

| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
|---|---|
| ①部署 | 健康福祉部疾病・感染症対策課 |
| ②所属長の役職名 | 疾病・感染症対策課長 |

| 6. 他の評価実施機関 |
|---|
| なし |

| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
|---|---|
| 請求先 | 長野県行政情報センター<br>〒380-8570　長野市大字南長野字幅下692-2　長野県庁西庁舎1階<br>電話　026-235-7060　月曜日から金曜日：9時00分から16時30分<br><br>上記の他、県内10か所の地域振興局行政情報コーナー<br>http://www.pref.nagano.lg.jp/kokai/kensei/tokei/johokokai/teikyo/joho-center/index.html |
| **8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ** | |
| 連絡先 | 長野県健康福祉部疾病・感染症対策課<br>〒380-8570　長野市大字南長野字幅下692-2　長野県庁4階<br>電話　026-235-7150 |
| **9. 規則第9条第2項の適用** | [　]適用した |
| 適用した理由 | |

## Ⅱ　しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | | |
|---|---|---|---|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | | [　1万人以上10万人未満　] | ＜選択肢＞<br>1) 1,000人未満（任意実施）<br>2) 1,000人以上1万人未満<br>3) 1万人以上10万人未満<br>4) 10万人以上30万人未満<br>5) 30万人以上 |
| | いつ時点の計数か | 令和8年3月31日 時点 | |
| **2. 取扱者数** | | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | | [　500人未満　] | ＜選択肢＞<br>1) 500人以上　2) 500人未満 |
| | いつ時点の計数か | 令和8年3月31日 時点 | |
| **3. 重大事故** | | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | | [　発生なし　] | ＜選択肢＞<br>1) 発生あり　2) 発生なし |

## Ⅲ　しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|---|
| **基礎項目評価の実施が義務付けられる** |

# Ⅳ リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
|---|---|---|
| | [ 基礎項目評価書 ] | <選択肢><br>1) 基礎項目評価書<br>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書<br>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 |
| 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 | | |

| 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） | | |
|---|---|---|
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |

| 3. 特定個人情報の使用 | | |
|---|---|---|
| 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |

| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 | | [ ]委託しない |
|---|---|---|
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |

| 5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） | | [ ]提供・移転しない |
|---|---|---|
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |

| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 | | [ ]接続しない（入手） [ ]接続しない（提供） |
|---|---|---|
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |

| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
|---|---|---|
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [　　十分である　　] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| **8. 人手を介在させる作業** | | **[　　]人手を介在させる作業はない** |
| 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か | [　　十分である　　] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 判断の根拠 | マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守しているため、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 | |
| **9. 監査** | | |
| 実施の有無 | ［ ○ ］ 自己点検　　［ ○ ］ 内部監査　　［　　］ 外部監査 | |
| **10. 従業者に対する教育・啓発** | | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [　　十分に行っている　　] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れて行っている<br>2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない |
| **11. 最も優先度が高いと考えられる対策** | | **[　　]全項目評価又は重点項目評価を実施する** |
| 最も優先度が高いと考えられる対策 | ［ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策　　］<br><br>＜選択肢＞<br>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策<br>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策<br>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策<br>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策<br>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)<br>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策<br>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策<br>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策<br>9) 従業者に対する教育・啓発 | |
| 当該対策は十分か【再掲】 | [　　十分である　　] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 判断の根拠 | 特定個人情報取扱要領を策定し、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全措置を講じるとともに、特定個人情報を含む書類については、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。また、USBメモリは、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っている。これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。 | |

## 変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| 令和2年4月1日 | Ⅰ-5-②所属長名 | 衛生技監兼保険・疾病対策課長 | 保健・疾病対策課長 | 事後 | 人事異動に伴う形式的な記載の変更であるため、重要な変更に該当しない。 |
| 令和2年4月1日 | Ⅱ-1・2いつ時点の計数か | 平成31年3月31日時点 | 令和2年3月31日時点 | 事後 | 評価書の見直しに合わせた計数の日の変更であり、しきい値判断にも変更はないため、重要な変更に該当しない。 |
| 令和3年4月1日 | Ⅱ-1・2いつ時点の計数か | 令和2年3月31日時点 | 令和3年3月31日時点 | 事後 | 評価書の見直しに合わせた計数の日の変更であり、しきい値判断にも変更はないため、重要な変更に該当しない。 |
| 令和3年11月12日 | Ⅰ-3法令上の根拠 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）第9条第1項　別表第一　98の項 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）第9条第1項　別表第一　98の項<br>番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第71条 | 事後 | 記載漏れとなっていた法令を追記する変更であるため、重要な変更に該当しない。 |
| 令和3年11月12日 | Ⅰ-4-②法令上の根拠 | 番号法第19条第7号　別表第二　項番120（情報照会）　　項番26、56-2、87（情報提供） | 【情報照会】<br>番号法第19条第8号　別表第二　項番120<br>番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の3<br><br>【情報提供】<br>番号法第19条第8号　別表第二　項番26、56-2、87<br>番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条、30条、44条 | 事後 | 法令改正に伴う形式的な記載の変更及び記載漏れとなっていた法令を追記する変更であるため、重要な変更に該当しない。 |
| 令和4年4月1日 | Ⅰ-2特定個人情報ファイル名 | 難病医療システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ | 特定医療費受給者ファイル | 事後 | ファイル名欄にシステム名称が誤って記載されていたことの修正であるため、重要な変更に該当しない。 |
| 令和4年4月1日 | Ⅰ-7請求先 | 長野県行政情報センター<br>〒380-8570　長野市大字南長野字幅下692-2<br>長野県庁西庁舎1階<br>電話　026-235-7060　月曜日から金曜日：8時30分から17時15分 | 長野県行政情報センター<br>〒380-8570　長野市大字南長野字幅下692-2<br>長野県庁西庁舎1階<br>電話　026-235-7060　月曜日から金曜日：8時30分から17時15分<br><br>上記の他、県内10か所の地域振興局行政情報コーナー<br>http://www.pref.nagano.lg.jp/kokai/kensei/tokei/johokokai/teikyo/joho-center/index.html | 事後 | 記載漏れであった内容の修正であり、重要な変更に該当しない。 |
| 令和4年4月1日 | Ⅱ-1・2いつ時点の計数か | 令和3年3月31日時点 | 令和4年3月31日時点 | 事後 | 評価書見直しに合わせた計数の日の変更であり、しきい値判断にも変更はないため、重要な変更に該当しない。 |
| 令和5年4月1日 | Ⅱ-1・2いつ時点の計数か | 令和4年3月31日時点 | 令和5年3月31日時点 | 事後 | 評価書見直しに合わせた計数の日の変更であり、しきい値判断にも変更はないため、重要な変更に該当しない。 |
| 令和6年2月16日 | 評価書名 | 難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく特定医療費の支給に関する事務　基礎項目評価書 | 難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく特定医療費の支給又は指定難病要支援者証明事業の実施に関する事務　基礎項目評価書 | 事前 | |
| 令和6年2月16日 | 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言 | 長野県は、「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づく特定医療費の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるための適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等権利利益を保護することを宣言する。 | 長野県は、「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づく特定医療費の支給又は指定難病要支援者証明事業の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるための適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等権利利益を保護することを宣言する。 | 事前 | |
| 令和6年2月16日 | Ⅰ-1-①事務の名称 | 難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく特定医療費の支給に関する事務 | 難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく特定医療費の支給又は指定難病要支援者証明事業の実施に関する事務 | 事前 | |
| 令和6年2月16日 | Ⅰ-1-②事務の概要 | 「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づき、指定難病の患者に対し受給者証を交付し、指定医療機関で指定難病に係る医療を受けた場合に、特定医療費の支給を行う事務である。特定医療費の支給を受けようとする者が提出した申請書の内容を基に審査を行い、医療保険上の世帯の所得に応じた月額自己負担額や受給者が加入する医療保険及び高額療養費適用区分を記載した特定医療費（指定難病）受給者証を交付する。 | 「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づき、指定難病の患者に対し、受給者証を交付し、指定医療機関で指定難病に係る医療を受けた場合に特定医療費を支給する又は登録者証を交付し、当該患者が指定難病に罹患していることを証明する事務である。<br>特定医療費の支給を受けようとする者が提出した申請書の内容を基に審査を行い、医療保険上の世帯の所得に応じた月額自己負担額や受給者が加入する医療保険及び高額療養費適用区分を記載した特定医療費（指定難病）受給者証を交付する又は指定難病に罹患していることの証明を受けようとする者が提出した申請書の内容を基に審査を行い、当該罹患事実を証する登録者証を交付する。 | 事前 | |
| 令和6年2月16日 | Ⅰ-2特定個人情報ファイル名 | 特定医療費受給者ファイル | 特定医療費受給者ファイル、指定難病要支援者ファイル | 事前 | |
| 令和6年2月16日 | Ⅰ-3法令上の根拠 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）第9条第1項　別表第一　98の項<br>番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第71条 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項　別表第一　98の項<br>番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第71条 | 事後 | 軽微修正であり重要な変更に該当しない。 |
| 令和6年2月16日 | Ⅰ-4-②法令上の根拠 | 【情報照会】<br>番号法第19条第8号　別表第二　項番120<br>番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の3<br><br>【情報提供】<br>番号法第19条第8号　別表第二　項番26、56-2、87<br>番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条、30条、44条 | 【情報照会】<br>番号法第19条第8号　別表第二　項番120<br>番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の3<br><br>【情報提供】<br>番号法第19条第8号　別表第二　項番10、14、26、55、56-2、79、87、108<br>番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第9条、11条、19条、29条、30条、42条、44条、55条 | 事前 | |
| 令和6年9月25日 | Ⅱ-1・2いつ時点の計数か | 令和5年3月31日時点 | 令和6年3月31日時点 | 事後 | 評価書の見直しに合わせた計数の日の変更であり、しきい値判断にも変更はないため、重要な変更に該当しない。 |
| 令和6年9月25日 | Ⅰ-3法令上の根拠 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項　別表第一　98の項<br>番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第71条 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項　別表　131の項<br>番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令　第71条 | 事後 | 法令改正に伴う形式的な記載の変更及び追記であるため、重要な変更に該当しない。 |
| 令和6年9月25日 | Ⅰ-4-②法令上の根拠 | 【情報照会】<br>番号法第19条第8号　別表第二　項番120<br>番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の3<br><br>【情報提供】<br>番号法第19条第8号　別表第二　項番10、14、26、55、56-2、79、87、108<br>番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第9条、11条、19条、29条、30条、42条、44条、55条 | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表　158の項<br>番号法第19条第8号に基づく主務省令第160条<br><br>【情報提供】<br>番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表　14、18、42、77、80、113、125、144、161の項<br>番号法第19条第8号に基づく主務省令第16条、20条、44条、79条、82条、115条、127条、146条、163条 | 事後 | 法令改正に伴う形式的な記載の変更及び追記であるため、重要な変更に該当しない。 |
| 令和7年4月1日 | Ⅰ-5①部署 | 健康福祉部保健・疾病対策課 | 健康福祉部疾病・感染症対策課 | 事後 | 課名変更に伴う形式的な記載の変更であるため、重要な変更に該当しない。 |
| 令和7年4月1日 | Ⅰ-5②所属長の役職名 | 保健・疾病対策課長 | 疾病・感染症対策課長 | 事後 | 課名変更に伴う形式的な記載の変更であるため、重要な変更に該当しない。 |
| 令和7年4月1日 | Ⅰ-8連絡先 | 長野県健康福祉部保健・疾病対策課<br>〒380-8570　長野市大字南長野字幅下692-2<br>長野県庁4階<br>電話　026-235-7150 | 長野県健康福祉部疾病・感染症対策課<br>〒380-8570　長野市大字南長野字幅下692-2<br>長野県庁4階<br>電話　026-235-7150 | 事後 | 課名変更に伴う形式的な記載の変更であるため、重要な変更に該当しない。 |
| 令和7年4月1日 | Ⅱ-1・2いつ時点の計数か | 令和6年3月31日時点 | 令和7年3月31日時点 | 事後 | 評価書の見直しに合わせた計数の日の変更であり、しきい値判断にも変更はないため、重要な変更に該当しない。 |
| 令和8年10月23日 | Ⅰ-1-②事務の概要 | 「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づき、指定難病の患者に対し、受給者証を交付し、指定医療機関で指定難病に係る医療を受けた場合に、特定医療費の支給を行う事務である。特定医療費の支給を受けようとする者が提出した申請書の内容を基に審査を行い、医療保険上の世帯の所得に応じた月額自己負担額や受給者が加入する医療保険及び高額療養費適用区分を記載した特定医療費（指定難病）受給者証を交付する又は指定難病に罹患していることの証明を受けようとする者が提出した申請書の内容を基に審査を行い、当該罹患事実を証する登録者証を交付する。 | 「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づき、指定難病の患者に対し、受給者証を交付し、指定医療機関で指定難病に係る医療を受けた場合に特定医療費を支給する又は登録者証を交付し、当該患者が指定難病に罹患していることを証明する事務である。<br>特定医療費の支給を受けようとする者が提出した申請書の内容を基に審査を行い、医療保険上の世帯の所得に応じた月額自己負担額や受給者が加入する医療保険及び高額療養費適用区分を記載した特定医療費（指定難病）受給者証を交付する又は指定難病に罹患していることの証明を受けようとする者が提出した申請書の内容を基に審査を行い、当該罹患事実を証する登録者証を交付する。<br>また、Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る医療費助成事務を行う。<br><PMHを活用した情報連携に係る公費医療費助成事務とは><br>・情報連携のため、本県は、Public Medical Hub(PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。<br>・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。<br>・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。 | 事前 | PMH導入のための業務システム改修前 |
| 令和8年10月23日 | Ⅰ-1-③システムの名称 | 難病医療システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ | 難病医療システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、Public Medical Hub(PMH) | 事前 | PMH導入のための業務システム改修前 |
| 令和8年10月23日 | Ⅰ-7請求先 | 長野県行政情報センター<br>〒380-8570　長野市大字南長野字幅下692-2<br>長野県庁西庁舎1階<br>電話　026-235-7060　月曜日から金曜日：8時30分から17時15分<br><br>上記の他、県内10か所の地域振興局行政情報コーナー<br>http://www.pref.nagano.lg.jp/kokai/kensei/tokei/johokokai/teikyo/joho-center/index.html | 長野県行政情報センター<br>〒380-8570　長野市大字南長野字幅下692-2<br>長野県庁西庁舎1階<br>電話　026-235-7060　月曜日から金曜日：9時00分から16時30分<br><br>上記の他、県内10か所の地域振興局行政情報コーナー<br>http://www.pref.nagano.lg.jp/kokai/kensei/tokei/johokokai/teikyo/joho-center/index.html | 事後 | 窓口時間の変更であるため、重要な変更に該当しない。 |
| 令和8年10月23日 | Ⅱ-1・2いつ時点の計数か | 令和7年3月31日時点 | 令和8年3月31日時点 | 事前 | PMH導入のための業務システム改修前 |